

名古屋市告示第518号

名古屋市とだがわこどもランドの臨時開館について

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年 3月25日条例第12号）第13条第 3項の規定により、次のとおり開館日以外に臨時に開館します。

令和 7年10月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市とだがわこどもランド

2 臨時に開館する日及び時間

令和 7年11月25日（火） 午前 9時から午後 5時まで

あいち県民の日学校ホリデー実施日である11月25日（火）について、とだがわこどもランドは休館日であるため、臨時開館が必要となるもの。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課